

尾張北部環境組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

平成 30 年 4 月 1 日
尾張北部環境組合

尾張北部環境組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号。以下「法」という。）第 15 条に基づき、尾張北部環境組合管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課の所掌事務として、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第 15 条第 3 項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成 27 年内閣府令第 61 号。以下「内閣府令」という。）第 2 条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。その分析結果から、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

目標：平成 35 年度までに、職員の年次休暇の平均取得日数を、14 日とする。

4. 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

男女を問わず仕事と家庭を両立しながら活躍できる職場環境の整備の一環として、3. で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

- (1) 全職員が年間の年次休暇取得目標日数を設定し、計画的な取得に務める。
- (2) 管理職員が、全職員に対し、定期的に年次休暇の取得促進を促し、職場の意識改革を図る。
- (3) 業務状況を考慮の上、ゴールデンウィークや夏季休暇と組み合わせた年次休暇の取得により、家族とふれあう時間を確保すると共に、職員の心身の健康増進に配慮するよう努める。

内閣府令 2 条に基づく状況の把握 (H31.3.31現在)

(1) 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	①職員数	②うち女性職員数	③女性職員の割合
事務職	8人(8人)	0人(0人)	0%
非常勤職員	1人	1人	100.0%

※ () は構成市町からの派遣職員の数で内数。

(2) 平均した勤続年数の男女の差異

(平成29年4月1日設立の団体であること及び構成市町の派遣職員で職員を構成しているため、把握しないこととした)

(3) 職員 1 人当たりの各月ごとの超過勤務時間

※対象職員：6名

	1人当たり時間
4月	12.3
5月	8.0
6月	7.9
7月	9.9
8月	6.6
9月	5.7
10月	13.2
11月	9.4
12月	21.5
1月	13.5
2月	8.0
3月	6.6
月平均	10.2

(4) 管理的地位にある職員 (※) に占める女性割合

※ 課長相当職以上

区分	①職員数	②うち女性職員数	③割合
事務職	1人	0人	0%

(5) 各役職段階に占める女性職員の割合

職名	①男性	②女性	③女性の割合
事務局長兼課長	1人	0人	0%
主幹	1人	0人	0%
副主幹	0人	0人	0%
主査	4人	0人	0%
主事	2人	0人	0%

(6) 男女別の育児休業取得率及び平均取得時間

①取得率 ※制度が利用可能な職員に占める割合

区分	男性	女性
事務職	0%	
非常勤職員		対象者なし

②平均取得時間

0時間

(7) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率・平均取得日数

①配偶者出産休暇

1人

②育児参加のための休暇取得率・平均取得日数

100%・2日

(8) 年次休暇取得率

区分	①平均付与日数	②平均取得日数	③取得率
事務職	20日	7.2日	36.0%
非常勤職員	7日	7日	100.0%

※付与日数は、繰越日数を除く。